

第九中学校・中央中学校統合委員会 要 点 記 錄

第 8 回

開 催 日 時	平成 22 年 5 月 12 日(金) 午後 6 時 34 分～8 時 20 分	
開 催 場 所	区役所 第 10 会議室	
出席者	委 員	望月清次、高橋登志子、北村博、濱本敏典、矢島敏正、増田眞一、南直也、若林由紀恵、田中一夫、村山智江、野上真一郎、上村広美、宮下彰、鳥海重年、堀江清、佐藤豊、吉村恒治 (敬称略、順不同)
	そ の 他	教育委員会事務局次長
	事 務 局	学校再編担当
傍 聴 者	〇人	
会 議 次 第	【議事】 1 統合新校の校名の検討方法について 2 学校指定品（標準服）について 3 その他	

第 8 回 第九中学校・中央中学校統合委員会 会 議 要 旨

1 開 会

委員長

これより第8回の統合委員会を開会する。

今のところ傍聴者はいないとのことである。

本日、教育委員会事務局次長がこの会議に出席したいとのことで、これを了承したいがよろしいか。

— 異議なし —

委員長

議事に入る前に、報告事項が3点ほどあるとのことで、先に行う。

(1) 統合委員会の委員の変更について

- ・人事異動等に伴った統合委員会委員の辞職及び新委員の委嘱について、委員長より報告
(辞職者2名)

前第九中学校副校長前田光男委員、前中央中学校副校長森孝夫委員
(新委員4名)

第九中学校PTA増田眞一委員、谷戸小学校PTA野上真一郎委員、第九中学校副校長堀江清委員、中央中学校副校長佐藤豊委員

※委員の辞職は3月31日付、委嘱は4月1日付となっている。

・新委員の紹介（自己紹介）

委員長

結果的には人数が増えて25名となった。今年度はこのメンバーで進めていくので、よろしくお願いしたい。次の報告について、事務局よりお願する。

(2)校地南側の国家公務員宿舎用地について

■校地南側の国家公務員宿舎用地について、事務局より報告

(概要)

○警察大学校等跡地の土地利用計画では、校地南側に国家公務員宿舎が配置されることになっているが、現在中野四丁目の公務員宿舎建設計画は中断されている。

○このことから中野区議会は、この土地について、新中学校用地として中野区へ無償貸与するよう求められる内容の「中野四丁目国家公務員宿舎建設計画中断中の土地の無償貸与を求める意見書」を議決し、国へ提出したものである。

○現在のところ新たな国の動向は確認されていないが、この件については、情報が入り次第、統合委員会に報告させていただく。

委員長

今の説明について、質問や意見があればお願いしたい。

これは、目安として大体いつごろわかるのか。

事務局

夏ぐらいには考え方を整理するという情報もあるが、それもあくまで目途ということなので、今後、国の動向についてはしっかりと情報把握をしていきたいと思っている。

委員長

ほかにいかがか。

ないようなので、次の報告に移る。こちらも事務局よりお願いする。

(3)第九中学校・中央中学校統合新校校舎建築基本構想・基本計画の策定について

■第九中学校・中央中学校統合新校校舎建築基本構想・基本計画の策定について、事務局より報告

(概要)

教育委員会としては、こちらの統合委員会でまとめていただいた「建築基本構想・基本計画(案)」をもとに、地域の方、あるいは学校、保護者の方の意見を聞きながら、「建築基本構想・基本計画」を策定させていただくとしていた。その際、基本配置案については、統合委員会でA案、B案、C案という形で3つの案に絞っていただいたものを基本としつつ、最終的に1つの案に決めさせていただくとしていたものである。本日は、これらの経過から教育委員会で決定させていただいた「建築基本構想・基本計画」について、説明させていただく。

＜説明会（3月19日、3月25日）での主な意見と回答＞

○現在の中央中用地南側に「敷地買い増し部分」とあるが、どのくらいの広さか。

(教育委員会回答)

敷地買い増し部分は、約2,800m²であり、平成21年度予算で購入する。

○屋内運動場が2階になることについて、防災拠点として避難所が2階に配置されることをどのように考えるか。

(教育委員会回答)

屋内プールの配置も併せて考えた結果、構造的な観点などから屋内運動場を2階にしたものである。

○国が国家公務員宿舎を建てないと決定した時には、区はこの用地を校庭として考えるのか。

(教育委員会回答)

国家公務員宿舎が建たないとなった時には、区として積極的に用地を購入する意思がある。現在の計画では、北側に校舎を配置することにしているので、南側用地をさらに拡充できる場合でも建物自体の計画には影響しないと考えている。

○国家公務員宿舎の用地を確保できたときのことと考え、計画を白紙に戻す考えはないか。

(教育委員会回答)

学校統合委員会で議論を重ねていただいたものであり、白紙に戻すことは教育委員会として考えていない。

○国家公務員宿舎の件は、流動的で進め方が難しいのだろうと思うが、より良い教育環境ということで積極的に進めていただきたいと思う。現在の中央中は早稲田通り側に校門が1箇所しかなく、高い建物に囲まれてクローズされた感じである。避難場所への動線としても何箇所か学校の敷地へ出入りできるところがあるとよい。

(教育委員会回答)

統合により中央線の南側も通学区域となるので、そちらからの通学にも考慮し、歩行者用通路を使って学校の南側にも出入口を確保したいと考えている。

<第九中学校・中央中学校統合新校校舎建築基本構想・基本計画について>

○基本配置の考え方

地域開放ゾーンと学校専用ゾーンとの区画や給食室への食材等の搬入が容易なことから、B案を基本とし、さらに、これまでに出された意見等を踏まえ、修正を加え基本配置を定めた。

(説明会等で出された意見)

- ・地域開放ゾーンと学校専用ゾーンが容易に区画できるとよい。
- ・家庭科室・音楽室1は、縦長ではなく正方形に近い形状がよい。
- ・備蓄倉庫は、備蓄物資の出し入れが容易なように1階が望ましい。
- ・2つの会議室は、一体として使用できることが望ましい。
- ・保健室は、1階の校庭に面した場所がよい。
- ・放送室は、職員室の近くが望ましい。

(修正を加えた事項)

- ・校庭面積を確保するため、校舎の一部を5階とする。
- ・南側から通学する生徒や校庭への動線を考慮し、南側に昇降口を配置する。
- ・家庭科室・音楽室1については、縦長ではなく正方形に近い形状とする。
- ・災害時の備蓄物品の搬出ができるよう備蓄倉庫は1階に配置する。
- ・2つの会議室を一体として使用できるよう隣接して配置する。
- ・早稲田通り北側への日影の影響が、できる限り大きくならないようにする。

○この結果、基本配置をひとつに絞り修正を加え、教育委員会において「第九中学校・中央中学校統合新校校舎建築基本構想・基本計画」を策定した。本日、この全文をお配りしているが、基本配置の部分だけを差し替えており、それ以外の部分については、統合委員会でまとめていただいたい内容をそのまま採用している。

○今後は、これをもとに基本設計・実施設計を進めていくが、進捗にあわせて報告していくので、引き続き協議・ご検討をお願いしたい。

委員長

大分充実してきたような感じであるが、地下は半地下ではなくて、完全な地下1階であるか。

事務局

地下は、半地下という位置づけになると思う。工事費は、地下をつくるないものに比べて約7%増のレベルだと思う。完全な地下の場合では、1割程度増となる。

委員長

基本配置は、B案をもとにして地上5階、地下1階という形で決まったとのことであるが、何か

気づいたことなどはあるか。

委員

今までの中では一番いいものになったと思う。

ただし、これを見たときに、校長室や職員室などの管理諸室が1階部分に配置されており、2階から5階に普通教室や特別教室が配置されているが、教員が1階にいて何かあったときに子どもが安全に避難できる経路確保など、非常時の動線についても今後の設計の中でご検討いただけないとありがたいと思う。

委員長

生徒の安全性を踏まえ、動線をスムーズにしていただきたいということである。要望として受けておいていただきたい。

委員

断面図の1階部分に「地域開放」と書いてあるが、これは地域開放用の出入口という意味か。

事務局

そうである。地域開放の出入口部分を1階の北側に配置している。

委員

実際に地域開放となるのは、地下1階と5階であるか。

事務局

そのほかに2階部分の屋内運動場を利用できるように考えている。

委員

そうすると、地域開放でエレベーターを利用する場合に、例えば、2階、3階、4階にはとまらないような対応などは考えているか。

事務局

地域開放ゾーンと学校専用ゾーンとの区画についての詳細は、今後の基本設計の中で詰めさせていただく。今の段階では、地域開放のときには2階、3階、4階にエレベーターがとまらないように設定しておき、2階の体育館には北側の階段だけを使って区画扉をつくるようなことを考えているが、基本設計の中で委託業者等と十分に話し合って詰めさせていただきたいと思う。そのうえで、改めて情報提供して、ご議論していただく場を設けさせていただきたい。

委員長

ほかに質問や意見などはあるか。

地域開放のできる部分を5階に配置したところが、変わったところであるようだが。

事務局

5階の地域開放については、一般開放とは違う開放の仕方になる、例えば、校長の許可を得てその団体に貸すという目的外利用ということでご理解いただきたい。現在の九中でやっている温水プールの一般開放とは少し区分が違うものである。

委員

新校舎のプールは一般開放か。

事務局

プールは現状の九中のように、一般の方が個人でも利用できる区分のものとして考えている。

委員長

要するに、5階のコンピュータ室、和室、家庭科室が目的外利用の部分か。

事務局

そう考えている。同じ5階の音楽室とランチルームも特定の団体に許可をして貸すことができるようになりますが、具体的なことは、今後、学校の先生方とも調整させていただかなければいけない内容だと思う。

委員

これは、対象が特定の団体であるとか、それなりのルールを設ける形になると思うが、地域にとってはありがたいことだと思う。

委員長

地域開放する時間帯は、授業の時間外になるか。

事務局

基本的には学校が使用していない時間帯、あるいは会議室などを地域で使われる場合には、学校の教育に影響のない範囲で認めるというような状況だと思う。

委員

今の体育館開放のように、学校の児童・生徒がいない時間帯というように受けとめていいか。

事務局

プールについては現状の九中の使い方と同じように考えている。

委員

そうすると、有料になるということか。

事務局

基本的には現状のとおりということで、有料で貸し出しすることになる。

委員

現在、九中のプール開放で、夜に開放している時間帯について、校舎は完全に機械警備なのか。

事務局

現在、夜間は全校で機械警備対応しているが、体育館開放などの利用があるときなどは、例えば、午後10時までというように有人管理を委託している。九中のプールについては、独立した形で管理を委託しており、機械警備もプールは別に対応できるようだ。

委員長

基本配置としては、本日示されたもので決定ということになるか。

事務局

はい。この基本配置に基づいて、今後、基本設計、実施設計を進めさせていただくことで、ご了解いただきたいと思う。基本設計、実施設計については、平成22年6月には業者の契約を確定し、12月までには基本設計を、平成24年3月には実施設計を完了させるという形で、2年間にわたって進めていく。

委員長

その折々には、また報告していただきたい。

ほかに、よろしいか。

委員

地域開放した場合の時間帯について、管理はどこでやるのか。

事務局

開放していない夜間は機械警備、一般開放の時間は有人で管理する形で管理委託を考えている。

委員

その管理している人たちが開放している間は現場にいなければいけないわけだが、その場所はどこになるのか。事務室みたいなものがあるのか。

事務局

1階北西部分の「開放昇降口」を入ってすぐのところに「受付」とあるが、そこで有人待機することになる。

委員長

ほかになければ、6月ごろ基本設計にかかるということで、また報告をしていただき、協議していくことになるが、よろしいか。

— 異議なし —

2 議 事

議事(1)統合新校の校名の検討方法について

委員長

では、議事に入る。

まず、統合新校の校名の検討方法について、事務局より説明をお願いする。

■統合新校の校名の検討方法について、事務局より説明

(概要)

〈校名の意見募集の流れ〉

○意見募集の方法

1.統合委員会案を示して意見を聞く。(応募者は、1つを選んで応募する。)

(メリット) 効率的に検討することができる。

(デメリット) 他の意見を取り入れることが困難になる。

2.統合委員会案を示さずに意見を聞く。(応募者は、望ましい校名を考えて応募する。)

(メリット) 様々な意見を取り入れることができる。

(デメリット) 検討する際に応募数に左右される場合がある。

○集計の方法

1.すべての校名について、応募数を明らかにする。

(メリット) 応募のあったすべての校名を検討することができる。応募の状況の詳細を把握することができる。

(デメリット) 検討する際に応募数に左右される場合がある。

2.一部の校名及び応募数を明らかにする。

(メリット) 効率的に集計することができる。応募数の多かったものについて、応募の状況の詳細を把握することができる。

(デメリット) 少数意見を検討することが困難になる。検討する際に応募数に左右される場合がある。

3.一部の校名を明らかにするが、応募数は明らかにしない。

(メリット) 効率的に集計することができる。統合委員会が主体的に検討することができる。

(デメリット) 少数意見を検討することが困難になる。応募の状況の詳細を把握しないで検討することになる。

4.すべての校名を明らかにするが、応募数は明らかにしない。

(メリット) 応募のあったすべての校名を検討することができる。統合委員会が主体的に検討することができる。

(デメリット) 応募数が多かった場合、検討が困難になる。応募の状況の詳細を把握しないで検討することになる。

○統合委員会での協議

1.応募された校名及び応募数を元に協議する。

2.応募された校名を元に協議する。

○当区における意見募集の方法等

先行の統合委員会（小学校4、中学校2）のいずれも、意見募集は「1.統合委員会案を示さずに意見を聞く」、集計は「4.すべての校名を明らかにするが応募数は明らかにしない」、統合委員会での協議は「2.応募された校名を元に協議する」かたちをとった。

〈校名の意見募集を行う場合の検討項目（当区における校名の意見募集の事例）〉

○募集範囲

統合委員会ニュースを配付している範囲とした。

○募集対象

学校関係者、地域関係者等で、応募箱に投函できる方とした。（統合新校に関する小・中学校の児童・生徒とその関係者、それに地域の関係者とし、地域に設置の応募箱に投函できる方とした。）

○文字制限

漢字またはひらがなを使用すること（併用可）とした。

○名称制限

現に存在する中野区立中学校名は原則として使用しないこととした。

○応募方法

1. 募集案内は、統合委員会ニュースで行った。また、統合新校の通学区域内のお知らせ板にポスターを掲示した。
2. 応募用紙には、校名と説明（理由）を記入してもらった。
3. 各小中学校で配付する統合委員会ニュースには、応募用紙をつけた。また、各小中学校については、担任への提出を可とした。
4. 関係町会・自治会で回覧する統合委員会ニュース、教育委員会ホームページには、応募用紙はつけず、応募用紙の配付先と応募箱の設置場所を明記した。（応募用紙の配付及び応募箱の設置場所は、各中学校、関係地域センターとした）
5. 応募数に制限は設けなかった。必ずしも応募数の多かった校名に決まる訳ではない旨、応募用紙に記述した。

○集計方法

応募のあったすべての校名を明らかにしたが、応募数は明らかにしなかった。

委員長

それではまず初めに、新校の校名の決め方であるが、大きく区分して3つの方法があると思う。1つ目は、この統合委員会の中だけで決めていく方法、2つ目は、地域の皆さんとか保護者、生徒の皆さん方から意見募集をしてその中から選んでいく方法、3つ目は、統合委員会で出した校名の中から選んでもらう方法である。

今までの中野区での前例では、統合委員会の案を示さずに意見を聞くという形で募集をしてきたということである。

皆さんのご意見等をお聞きしたいと思うが、この統合委員会だけで校名を決めるというのは難しいと思うので、やはり募集をするという形が一番いいと思うが、いかがか。

— 異議なし —

委員長

では、募集の方法について、1つは、統合委員会で決めた校名を幾つか提示した中から選んでもらう方法、もう1つは、統合委員会の案を何も示さずに校名を募集する方法の2種類があるが、いかがか。

委員

私は、これまで統合してきた学校と基本的には同じ方法がいいと思うが、過去にほかの統合委員会のやり方で何か不都合はあったか。

事務局

募集した校名には、思いもつかなかつたようなものなどさまざまあって、数も相当いただいたが、この募集方法については皆さんよかったですというご意見だったと思う。ただ、あがってきた校名を統合委員会としてどのように絞り込むかという段階では、かなり活発にさまざまご意見が出され、議論していただいたが、校名を募集する流れ自体についての反対意見は、事務局では聞いていない。

委員

私は統合した桃花小の統合委員だったが、校名にはいろいろな思いが詰まっていたので絞り込む過程では苦労したが、例えば、今までの名称は使わないとかいう基本的なルールをしっかり伝えたうえで広く伺って、結果としては非常によかったと思っている。最終的に決めた校名は「桃花小」で、「桃の花」というのがどういう意味を持っているかというところから、それと中野区

を結びつけて採用したが、そういうことをみんながしっかり認識できるだけの時間をかけたことが結果的にとてもよかったです。旧校名にこだわる方とか、自分はもっとこういう校名にしたかったという人たちに納得してもらうためにも、その手間ひまはかけたほうがいいかなと感じている。

委員長

校名の数は、かなりあったのか。それを統合委員会でまとめたのか。

委員

応募数も多かった。時間は大変かかったが、その中から、統合委員会で協議して1つの校名にまとめた。

事務局

中学校において先に統合した南中野中と緑野中の実績を事務局からお話をさせていただく。

南中野中については、応募総数330件、集まった校名の数は132件であった。緑野中については、応募総数212件、集まった校名の数は115件であった。

委員長

かなりの数の校名が出てくると思うが、校名募集の方法としては、「統合委員会案を示さずに意見を聞き、応募者は望ましい校名を考えて応募する」という形でよろしいか。

— 異議なし —

委員長

次に、集計の方法について、考えられる方法は4つあるがどうするか。これまでの統合では、「すべての校名を明らかにしたが、応募数は明らかにしなかった」ということである。

委員

応募された校名にはいろいろなものがあって、ただ読みだけるとか、そっくり文字が同じでなければいいのではないかとか、統合委員会の中で絞り込むにあたって議論をした。絞り込む過程についても「統合委員会ニュース」に掲載してもらった。統合委員会での議論の場では、応募されたすべての校名を出していただいてよかったです。それで、統合委員会が責任を持ってステップを踏んで議論していくべきではないかと思う。

委員

やはり、「一部の校名を明らかにする」というのはフェアでないと思う。

委員

応募された校名を全部提供したほうがいいと思うが、その流れで、無効票はそのルールにはまっていないのだから、要らないのではないか。

委員

そのあたりをしっかりと最初に決めておけばいいと思う。

委員

現校名は使用しないとか、片仮名は使用しないなどのルールの中で、先ほど委員からも発言があったが、校名の読み方について、どう読むのだろうというものがあつてもいけないと思う。人名の場合などは、使用する漢字には制約があるが読み方には制約がないという部分もあるので、そのあたりもある程度ふるいにかけておかないといけないのでないのではないかという気がする。仮名を振らないと読めないというのもどうかと思うので、常識的な読み方でないと困るのでないか。

委員

公立学校なので、今までほかの学校の統合委員会でやってきた段取りをこの統合委員会でも踏んでいくということが大事なことではないかと思う。

説明のあった、今までの統合委員会での校名の決め方は、非常に公平なやり方なので、方法 자체を特に変えることはないと思う。最終的に、我々が統合委員会で責任を持って校名をまとめるということが統合委員会の役割だと思う。

もちろん、中野区の真ん中にある学校になるので、今まで以上の応募数があるかもしれない。大変かもしれないが、それぐらいは責任を持ってやらなければいけないのかなという気持ちであ

る。

委員長

それでは、集計の方法としては、「すべての校名を明らかにするが、応募数は明らかにしない」ということでよろしいか。

— 異議なし —

委員長

では次に、集計後の統合委員会での協議についてである。

統合委員会での協議は、「応募された校名を元に協議する」方法でよろしいか。

— 異議なし —

委員長

次に、募集範囲、募集対象、文字制限、名称制限、応募方法について協議したい。

まず、募集範囲についていかがか。

委員

これまでの事例のように「統合委員会ニュースが配られる範囲」というのが一番妥当だと思う。そうすると、統合新校の通学区域プラスアルファぐらいのところになる。

委員長

通学区域から外れているところもあるが。

委員

学校配布で考えた場合も、例えば、今は九中の通学区域でも将来的に統合新校の通学区域外になってしまう地域もある。それなので、そういうところの方でも応募できるように対象としていいのではないかと思う。募集範囲を「統合委員会ニュースを配布している範囲」としたら、地域センターでも応募できるように考えないといけないと思う。

委員長

それでは、募集範囲としては、「統合委員会ニュースを配付している範囲」ということで、実際に配布している範囲について、改めて事務局より説明をお願いする。

事務局

統合委員会ニュースを配布しているのは、当該中学校とこの中学校の通学区域の小学校で、桃園第二小、谷戸小、野方小、啓明小、新井小、桃花小である。その他に、町会、自治会に回覧をお願いしているが、こちらは関係する地域センターの管内である。関係する地域センターとしては東部地域センター、鍋横地域センター、桃園地域センター、昭和地域センター、新井地域センター、野方地域センター、大和地域センターである。

委員

東部地域センターなどは、谷戸小の通学区域のうち、九中の通学区域の人たちが応募してくるのだろう。

委員長

そうすると、かなり広範囲で募集する形になって、統合新校の通学区域外の人も入ってくると思うが、「統合委員会ニュースを配付している範囲」は応募できるということでよろしいか。

— 異議なし —

委員長

次に、募集対象としては、「学校関係者、地域関係者等で、応募箱に投函できる方」ということで、これはどういうことになるか。

事務局

統合委員会ニュースや教育委員会のホームページで校名募集の案内をして、関係する地域センターと当該2校に応募箱と応募用紙を置きそれを使って応募していただく。そこに応募できる方

はすべて対象とするということである。

委員長

今の事務局からの説明を踏まえ、募集対象、文字制限、名称制限について意見等があればお願ひしたい。

委員

名称制限について、東京都内で再編をした中学校で、台東区の「御徒町台東中学校」というように「御徒町中」と「台東中」の両校の名前を存続させた学校がある。今回の統合新校については、例えば、両校の名前をあわせた校名もだめだとするのであれば、この場で確認しておいたほうがいいのではないかと思う。

委員

意見の中に出てきた場合に、どのようにするか検討すればいいのではないか。あまり縛りをかけてしまってどうかと思う。

委員

桃花小のときには、「中野区立中央小学校」という応募があった。中野区立小学校の名称には「中央」と使っている学校がないのだからいいのではないかということだったのだろう。統合委員会の中で整理していくけばいいのではないか。

委員

募集の表現は、このまま「現に存在する中野区立中学校名は原則として使用しないこと」として、統合委員会の議論の場で判断していくことでいいと思う。

事務局

「学校再編計画」の「再編に関する考え方」で、「統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とする」としていることから、募集の名称制限を「現に存在する中野区立中学校名は原則として使用しないこと」としている。類似の校名を使うとか使わないとかについては、募集の段階から仕切るのか、あるいは、募集した後に統合委員で検討する段階で仕切るのかをしていただけたらと考えている。

委員長

事務局から補足をしていただいたが、現に存在する中学校名は除いてほしいということで、類似の校名をどうするかは、統合委員会にお任せすることである。

私のところにも現在の校名を残すようにと要望がたくさん届いている。

委員

創設当時の人たちは母校という思い入れが強いと思う。このように、応募という形にしていたくと、例えば、同窓会として幾つか案を出して応募するという形がとれるので、大変ありがたいと思う。個人的には、両校に関係ない名前のほうがいいと思うので、応募の中から広い範囲で選ぶ方法が一番いいと思う。

委員長

では、名称制限については、「現に存在する中野区立中学校名は原則として使用しないこと」として募集し、あとは統合委員会の中で判断していくことでよろしいか。

一 異議なし 一

委員

少し話が戻ってしまうが、募集対象のところで「学校関係者、地域関係者等で、応募箱に投函できる方」ということだが、募集範囲の外の人が応募箱に入れた場合はどうなるのか。

事務局

募集範囲内の応募箱に投函されたものは、有効なものとして扱いたいと考えている。

委員

例えば、応募用紙には住所、氏名も書く欄を設けるのか。

委員長

先行事例の募集用紙には、「よろしければ記入してください」として欄を設けている。

事務局

事例の募集用紙では、「児童・生徒・保護者用」には学校名や氏名の欄を、「一般用」には住所と氏名の欄を書く欄を設けたが、これを今回設けるかどうかはこちらの統合委員会で検討していただければと考えている。

委員

応募用紙に記入した人たちが応募箱に入れれば、それは全部受け付けるということになるのか。

事務局

校名はすべて候補とし、それをどのように判断するのかは統合委員会で協議していただければと思う。

委員長

応募用紙について、サンプルとして一中と中野富士見中の統合で校名募集したときのものを配布してもらっているが、同じような形式でよろしいか。

委員

サンプルは、校名と同時に「新しい学校に望むこと」を聞いている。後ほどお話をさせていただくが、学校で「統合新校の教育に関するアンケート」を別途行うので、ここでは割愛していただきたいと思う。

委員長

応募箱の設置箇所について、事務局では何箇所ぐらいを考えているか。

事務局

九中、中央中のほか、関係する7つの地域センターを考えている。

先ほどの学校関係の募集対象というところで、もう少し補足させていただく。例えば、同窓生などには全ての方に公平に周知することができないので、こういった情報を得ていただいたら、応募箱のあるところに設置の応募用紙を使って応募していただく形で考えている。応募をされる方について、この統合委員会では住所地等で制限をかけるということであれば、住所を見て対象外とするが、基本的にはその応募箱に入れていただいたものは全部、有効で使わせていただくということである。文字制限などで無効となったものは、外させていただくが、基本的には応募箱に入っていたものを統合委員会の場でお示しさせていただく流れだと思っている。

委員長

では、応募箱の設置箇所についてはよろしいか。

応募用紙については、サンプルのうち、「考えた学校名」の部分と一番下の「よろしければご記入ください」とした住所や氏名の欄は入れておき、「新しい学校に望むこと」は入れないということでおよろしいか。

— 異議なし —

委員長

では、統合新校の校名の検討方法についてはよろしいか。

— 異議なし —

議事(2)学校指定品（標準服）について

委員長

では次に、学校指定品（標準服）について、事務局から説明をお願いする。

■学校指定品（標準服）について、事務局より説明

(概要)

○大前提として、標準服を制定するかどうかを決めていただく。制定するとなった場合には、来年の10月ごろまでにまとめていくスケジュールになる。

○ちなみに制服と標準服の違いについて触れると、制服とは一部の私立の学校で、学生服以外のブラウスなども含めてメーカー・製品指定で決まっているようなものをいっている。公立では基本的に標準服といっている。

○統合新校でも標準服を制定するとなると、今後、標準服の大まかな形式やコンセプトなどを決めていっていただくことになる。

○本日は、標準服を制定するかどうかということをご検討いただき、次回までにどのように進めしていくかなどについてお考えいただきたいと思っている。

<学校指定品（標準服）について（検討資料）>

○統合新校では標準服を制定するか

- ・基本的に登校時には着用すべきものとして制定する（中野区はこのパターンになる）

　標準服は定めるがゆるやかな形にする（紺のブレザーなら可など）

- ・標準的な服装として制定する（中学生らしい服装であれば標準服以外も可など）

- ・標準服は定めない（服装としては「中学生らしい服装」などとする）

○標準服を制定する場合の基本コンセプトの内容例

（大まかな形式）

- ・男子：詰襟、ブレザー

　詰襟には蛇腹が入るものもある。また、マオカラーもある。

- ・女子：セーラー、ブレザー

　このほか、ボレロ、イートン、セーラージャケットなどがある。

（コンセプトの例）

- ・価格は現在の価格程度とする

- ・家庭の洗濯機で洗濯ができる

- ・リサイクル素材を使用する

- ・通学区域もしくはその近傍で購入できる

- ・デザインに優れたものとする

- ・女子についてはズボン等も選択できるようにする

○標準服検討の流れ（先行事例から）

（縁野中学校の例）

1.標準服を制定することについて確認《7月》

2.標準服の形式及び基本コンセプトなどを検討《9月から1月まで》

　※検討に際し、途中、「標準服事情についての勉強会（事業者説明）」を実施

3.形式、基本コンセプトの決定《2月》

4.事業者によるプレゼンの実施・事業者の選定（プレゼン7社のうち2社を選定）《3月》

5.両中学校にて2社の標準服を展示（生徒・保護者等からの意見聴取）《4月》

6.標準服の選定（2社のうち1社を選定）《5月》

　※シャツ・靴下の種類、ネクタイ・リボンの着用・ボタンなどの細部については学校で検討

7.ボタン等細部の決定《11月》

（南野中学校の例）

1.標準服を制定することについて確認《7月》

　※その後委員有志が自主的に勉強会を実施

2.標準服検討部会を設置《9月》

　※PTA、学校を中心としたメンバーで構成する部会を、統合委員会以外に4回開催

- ・標準服の形式及び基本コンセプトなどを検討《9月～11月》

- ・形式、基本コンセプトの決定（男女とも3種類）《11月》

- ・事業者によるデザイン等文書提案・事業者の選定（提案6社のうち1社を選定）

　《12月～1月》

- ・両中学校及び関係小学校3校にて3種類のデザイン案の展示

デザイン画展示《1月》、見本の巡回展示《2月》、(生徒・保護者等からの意見聴取)

3.標準服の選定(3種類のうち1種類を選定)《3月》

※細部については学校で検討

4.ボタン等細部の決定《10月》

委員長

まずは、標準服を制定するかどうか決めていきたい。標準服といつてもいろいろなパターンがあるようだ。何か質問や意見があればお願ひしたい。

委員

制服という選択はないということか。

委員長

基本的には公立学校なので標準服となるようだが。

事務局

金銭的な面も考えなくてはいけないと思う。公立の場合は標準服だと思う。ただ、学生服のことを制服というように表現として使っている学校もあるかもしれないが、定義としては制服というと学生服の上下以外もメーカー・製品指定という形のようだ。

委員長

学校としては、やはり標準服を制定したほうがよいか。これからコンセプトなどをいろいろと決めていくのだと思うが。

委員

私は基本的には標準服で、今ある形が一番望ましいと思う。

時々問題になるが、子どもの個性を大事にしたいという保護者が、子どもの好きな服装で学校に通わせたいということで、学校にとってはトラブルになる場合がある。あくまでも標準服で、私服で行ってもいいのだろうという論理のようだが、それを緩くしてしまうと、学校自体の規律という部分でも乱れが出る。我々が使って来た、いわゆる標準服というものには、よさがあるわけで、経済的にも非常に安上がりだし、毎日私服で学校に通うようなことになったら保護者の負担も大変なことだろうと思う。そういう意味で、今まで我々がなれてきている標準服という扱いでいいのではないかと思う。

委員

私も今の意見と同じように標準服のほうがいいと思う。学校として生徒をどのようにまとめていくかという部分では必要なことだろうと思う。

以前、私服の学校に勤務していたことがあるが、私服は私服のよさが当然ある。子どもたちは非常に落ち着いていてしっかりと学ぶし、個性という面では、突飛な形をしない。修学旅行などのときだけ私服で行かせる学校と東京駅で会っても、うちの学校は何でこんなに質素なのかと思うように落ち着いたスタイルなのは確かである。ただし、デメリットの部分としては、中学3年生の受験期になったときに、私服で面接会場に臨むにはどうしたらいいのだろうと、保護者、生徒ともに悩んでいた。そこで改めて詰襟を買ったケースもあり、保護者の負担面では申し訳ないと思った。もちろん学校としては受験先の高校にいろいろと説明もしたのだが、受ける本人としては周りの子と差がないほうがいいのかなと感じていた。このようなことからも、私は標準服としてあるほうがいいと思う。

委員長

今のご意見では、お二方とも標準服ということでよろしいのではないかということである。

ほかに何かあればお願ひしたい。

委員

標準服だとするにしても、今の通学区域内の子どもたちにアンケートなどをとるなどして、それを参考に決めてあげたらどうかと思う。校舎だけ最新で、標準服だけ六十年前のものでは今の時代につり合わないと思う。子どもたちの意見を聞いてあげて、ただそれが多いために

それに決定ということではなく、その意見を踏まえて考えたほうがいいと思う。子どもたちも標準服には特に敏感だろうから、何か選択の余地を与えてやっていただきたいと思う。

委員長

基本的には標準服で、これから決めていくコンセプトの中で子どもたちの意見も取り入れていくという形であるか。

委員

取り入れるというより、参考にするという形になると思う。

委員長

それでは、標準服ということでよろしいか。

委員

私も標準服でいいと思う。

子どもたちは一番成長期で好きな格好もしたいかもしれないが、その人生の中で中学の3年間は、ある程度の何か縛りがあって、決まりがあったほうがいいのだろうと思う。そのときはおもしろくないかもしれないが、長い目で見るとよかったなと思うのではないか。

委員

私も基本的に標準服という考え方でいいと思うが、現実的なところで確認したいことがある。現在の九中と中央中の標準服はそれぞれ別のもので、統合新校の新たな標準服をこれから検討していくことになるのだと思う。そのときに、例えば、今現在の両校の1年生が3年生になるときに切りかわるし、来年入学する子どもは現在の標準服で1年間過ごし、2年目に切りかわることになる。その場合に、過渡期にいる子どもたちの標準服をどのように移行するのかによって、親御さんの負担も単純に通常の2倍になるように思うが、その辺をどうするのか。

事務局

基本的に、統合時に1年生で入ってくる生徒は自費で購入していただくことになる。2年生、3年生については、前例2校の統合中学校では、標準服を区の公費負担で支給した。また、標準服以外に体操着も公費負担したところである。

委員長

在校生の分は公費負担するよう、統合委員会からの要望ということで、お願ひしたい。

委員

公立中学校で制服という言い方をするところはあるのか。

事務局

公立では、ないと聞いている。

委員

業者で標準服というと、どこでも買えるという意味合いからして、今は、詰め襟しかないので、女子の標準服はないということになる。例えば、九中のものは標準服であるが、形が決まっていて指定のところでしか買えないものである。

公立中学校のものが標準服であるという捉え方は、制服をしてしまうと「絶対にこれを着なさい」というところでの縛りになり、少し緩やかな「これを着てくださいね」というニュアンスというところでの標準服ということなのだと思う。

委員長

それでは、基本的に標準服を制定するということで、次の委員会では具体的なことを協議していきたいがよろしいか。

一 異議なし 一

議事(3)その他

委員長

前回の統合委員会のときに「第九中学校・中央中学校統合新校の教育に関するアンケート」について学校より協力の依頼があり、委員の皆さんにもアンケートへの協力を願いしたいとのこ

とであった。このことについて学校より説明をお願いする。

■「第九中学校・中央中学校統合新校の教育に関するアンケート」について、学校より説明（概要）

- 前回説明させていただいたアンケートについて、現在、実施させていただいている。
- 本日お配りしているアンケート用紙について、統合委員の皆様にもぜひ記載をいただけるとありがたいと思う。
- 以前、学校でも再編の準備委員会を立ち上げていると報告したが、そこで、このアンケートをもとに、新校の教育目標などを検討していく。また、方向が決まってきた段階で皆様にお示ししていきたい。

委員長

では、委員の皆さんにもアンケートへの回答についてお願いしたいということである。5月24日までに届くように、回答をお願いしたい。

委員長

では、次回の日程を調整したい。次回は、7月に開催したいが日程の案について事務局からお願いする。

事務局

事務局案としては、候補日順に7月16日、13日、14日の中から調整していただければと思う。ただし、この日程で統合委員会を開いた場合、先ほどの校名募集に関して皆さんにお詫びしなければいけないことがある。次回、校名募集について、本日協議いただいた内容から事務局案をお示しし、ご了解いただければ、募集開始しようと考えているが、次回の日程からすると、募集開始がどうしても夏休みに入ってしまう。募集期限を9月中旬ぐらいに設定すれば、期間としては1ヶ月以上とれることになる。学校が夏休みに入ってしまうが、募集期間中、常に学校には応募用紙を置き、統合委員会ニュースでもご案内をする。また、小学校と違って、夏休み期間中に宿題としてやっていただくような方法でなくとも、2学期が始まってから学校にご協力をいただき、そこで応募していただくという方法も考えられる。このあたりをご了解いただければ、次回は先に述べた候補日で開催したいと考えている。

委員長

事務局から校名募集のことについて提案があったがよろしいか。

— 異議なし —

委員長

では、日程調整を行う。

— 日程調整 —

委員長

日程調整の結果、第9回は7月13日の火曜日に区役所で開催する。詳細は開催通知で確認いただきたい。

それでは、本日の委員会はこれで終了する。